

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2005-149237

(P2005-149237A)

(43) 公開日 平成17年6月9日(2005.6.9)

(51) Int.C1.⁷

G06F 1/00
B41J 29/38
G03G 21/04
G06F 3/12
G06F 15/00

F 1

G06F 1/00	370E	2C061
B41J 29/38	Z	2H027
G03G 21/04	K	5B021
G06F 3/12	330B	5B085
G06F 15/00	C	5C062

テーマコード(参考)

審査請求 未請求 請求項の数 11 O L (全 15 頁) 最終頁に続く

(21) 出願番号

特願2003-387171 (P2003-387171)

(22) 出願日

平成15年11月17日 (2003.11.17)

(71) 出願人 000001007

キヤノン株式会社

東京都大田区下丸子3丁目30番2号

(74) 代理人 100077481

弁理士 谷 義一

(74) 代理人 100088915

弁理士 阿部 和夫

(72) 発明者 一色 直広

東京都大田区下丸子3丁目30番2号 キ
ヤノン株式会社内

Fターム(参考)	2C061 AP01 AP03 AP04 AP07 AQ06
	CL08 HK11 HN04 HN15 HP00
	2H027 EJ03 EJ04 EJ08 EJ09 EJ13
	5B021 AA05 AA19 BB04 NN18
	5B085 AE02 AE03 AE12 AE23

最終頁に続く

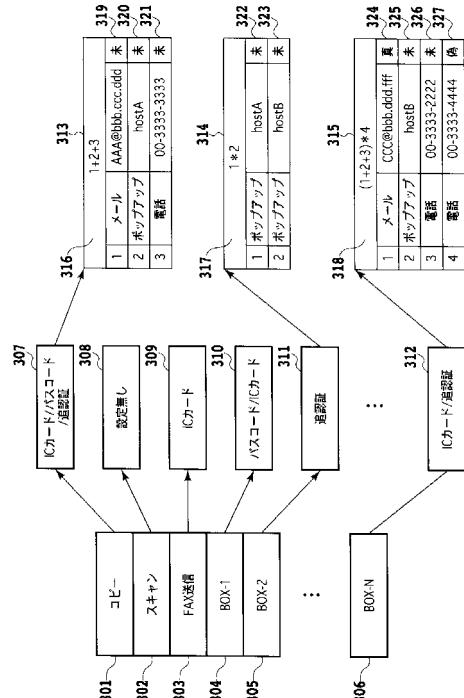
(54) 【発明の名称】画像処理システム及び個人認証方法及び画像形成装置

(57) 【要約】

【課題】 従来の個人認証方法に加えて、第3者に追認証を要求することにより、より強固なセキュリティを実現すること。

【解決手段】 認証方法管理テーブルの領域301～306には、各機能またはボックス使用時の個人認証方法設定の有無、第3者への追認証の有無の設定が記述された領域307～309へのリンクが記述される。例えば領域307の記述は、ICカードおよびパスコードによる認証の他に追認証が必要であることを示す。この領域には、認証先テーブル313へのリンクが記述される。テーブル313は、認証論理式316と、第3者への認証要求先である認証先エントリ319～321で構成される。認証論理式316は、認証先エントリ319～321からどのような認証を受けければ、結果的に認証されると判断されるかを規定する。

【選択図】 図3



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

システム上の個人認証情報を外部からの個人認証情報と照合して個人認証を行う個人認証手段を備えた画像処理システムにおいて、

システムが有する複数種類の画像処理機能またはシステムが格納している複数種類の情報毎に、前記個人認証手段による前記個人認証および／または第3者による個人認証を行うかを、その認証方法とともに設定する認証方法設定手段と、

前記設定された認証方法に従って、前記個人認証手段による前記個人認証および／または前記第3者による前記個人認証を行ない、その認証結果に従って前記複数種類の画像処理機能または前記複数種類の情報毎に使用またはアクセスを許可する追認証手段と、
10
を備えたことを特徴とする画像処理システム。

【請求項 2】

前記追認証手段は、前記第3者による前記個人認証を行うことが前記認証方法設定手段により設定されているときは、その設定された方法に従って外部装置に接続して、該外部装置を介して前記第3者による前記個人認証を要求することを特徴とする請求項1に記載の画像処理システム。

【請求項 3】

前記外部装置および前記第3者は複数であり、これら複数の第3者による認証結果の論理式に従ってセキュリティレベルが設定されることを特徴とする請求項2に記載の画像処理システム。
20

【請求項 4】

前記認証方法設定手段は、前記個人認証手段による前記個人認証の認証方法を複数有しており、前記複数種類の画像処理機能または前記複数種類の情報毎に、0個以上の前記認証方法を選択して設定することを特徴とする請求項1乃至3のいずれかに記載の画像処理システム。

【請求項 5】

前記認証方法設定手段は、前記第3者による前記個人認証の認証方法を複数有しており、前記複数種類の画像処理機能または前記複数種類の情報毎に、0個以上の前記認証方法を選択して設定することを特徴とする請求項1乃至4のいずれかに記載の画像処理システム。
30

【請求項 6】

システム上の個人認証情報を外部からの個人認証情報と照合して個人認証を行う個人認証手段を備えた画像処理システムにおける個人認証方法において、

前記画像処理システムが有する複数種類の画像処理機能または該システムが格納している複数種類の情報毎に、前記個人認証手段による前記個人認証および／または第3者による個人認証を行うかを、その認証方法とともに設定する認証方法設定ステップと、

前記設定された認証方法に従って、前記個人認証手段による前記個人認証および／または前記第3者による前記個人認証を行ない、その認証結果に従って前記複数種類の画像処理機能または前記複数種類の情報毎に使用またはアクセスを許可する追認証ステップと、
40
を備えたことを特徴とする個人認証方法。

【請求項 7】

前記追認証ステップにおいて、前記第3者による前記個人認証を行うことが前記認証方法設定ステップにおいて設定されているときは、その設定された方法に従って外部装置に接続して、該外部装置を介して前記第3者による前記個人認証を要求することを特徴とする請求項6に記載の個人認証方法。

【請求項 8】

前記外部装置および前記第3者は複数であり、これら複数の第3者による認証結果の論理式に従ってセキュリティレベルが設定されることを特徴とする請求項7に記載の個人認証方法。

【請求項 9】

10

20

30

40

50

前記認証方法設定ステップにおいて、前記個人認証手段による前記個人認証の認証方法として、複数の認証方法の中から0個以上をそれぞれ前記複数種類の画像処理機能または前記複数種類の情報毎に別個に選択して設定することを特徴とする請求項6乃至8のいずれかに記載の個人認証方法。

【請求項10】

前記認証方法設定ステップにおいて、前記第3者による前記個人認証の認証方法として、複数の認証方法の中から0個以上をそれぞれ前記複数種類の画像処理機能または前記複数種類の情報毎に別個に選択して設定することを特徴とする請求項6乃至9のいずれかに記載の個人認証方法。

【請求項11】

個人データの照合で個人認証を行う第1の個人認証手段と、10

第3者に認証を要求し要求を受けた第3者が認証を行う第3者認証要求手段と、

各機能毎又は各情報毎に、前記第3者認証要求手段で認証を行うか否かを設定する認証方法設定手段とを有することを特徴とする画像形成装置。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は画像処理システム及び該システムにおける個人認証方法及び画像形成装置に関する。20

【背景技術】

【0002】

近年、複写機やプリンタの機能が進化し、統合され、FAX機能や文書サーバ機能を取り込んだ複合機が普及している。

【0003】

このような複合機が、例えば会社等におかれ使用されるとき、コピーカウントやプリントカウント等の課金管理や、文書サーバ上の文書を引き出ためのセキュリティ管理のために、操作者の個人認証を行う必要がある。

【0004】

従来、このような個人認証の典型的な方法としては、個人IDとパスワードによる認証方法や、IDカードによる認証方法がある。30

【0005】

個人IDとパスワードによる認証方法は、ユーザが機器を使用時に機器のパネルを操作して、予め発行され、機器本体上または機器の接続されているネットワーク上の認証システムに登録されている個人IDとパスワードを入力することにより、前記認証システムが個人IDとパスワードの照合を行い使用者の認証を行うものである。

【0006】

また、IDカードによる認証方法は、個人情報をIDカードに登録しておき、機器に接続されたIDカード読取装置にIDカードを挿入することにより、機器がIDカード上の情報をスキャンし、その情報を基に機器本体上または機器の接続されているネットワーク上の認証システムで予め登録されている情報と照合してIDカードの使用者を認証するものである。最近では、ICカードを使用した非接触型の読取装置が登場し、IDカードを挿入せずに、読取装置にかざすだけで必要な情報の読み取りが行えるものもある。40

【0007】

さらには、セキュリティを向上させるために、IDカードとパスワードを併用して認証を行う方法もある（特許文献1）。

【0008】

【特許文献1】特開2000-10441号公報

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

50

【 0 0 0 9 】

前述のような、個人ＩＤとパスワードによる認証方法では、個人ＩＤとパスワードが盗まれ、不正に使用される場合がある。また、ＩＤカードを使用した場合でも、ＩＤカードの盗難、偽造等によって不正に入手したカードが不正使用される場合がある。さらには、パスワードとＩＤカードを併用した場合においてもパスワードとＩＤカードが盗まれてしまえば、不正アクセスが可能となってしまう。等のようなキュリティ上の問題点がある。

【 0 0 1 0 】

本発明は上記問題点を解決するためになされたものであり、その目的は、個人ＩＤとパスワードによる認証方法やＩＤカードによる認証方法のようなシステム上に配置された個人データとの照合のみで個人認証を行なう個人認証方法に加えて、第3者に対して追認証を要求することにより、より強固なセキュリティを実現することのできる画像処理システム及び該システムにおける個人認証方法及び画像形成装置を提供することである。
10

【課題を解決するための手段】**【 0 0 1 1 】**

上記目的を達成するための本発明に係る画像処理システムは、システムが有する複数種類の画像処理機能またはシステムが格納している複数種類の情報毎に、前記個人認証手段による前記個人認証および／または第3者による個人認証を行うかを、その認証方法とともに設定する認証方法設定手段と、前記設定された認証方法に従って、前記個人認証手段による前記個人認証および／または前記第3者による前記個人認証を行ない、その認証結果に従って前記複数種類の画像処理機能または前記複数種類の情報毎に使用またはアクセスを許可する追認証手段とを備えた構成を採用了。
20

【 0 0 1 2 】

また、本発明に係る画像処理システムにおける個人認証方法は、前記画像処理システムが有する複数種類の画像処理機能または該システムが格納している複数種類の情報毎に、前記個人認証手段による前記個人認証および／または第3者による個人認証を行うかを、その認証方法とともに設定する認証方法設定ステップと、前記設定された認証方法に従つて、前記個人認証手段による前記個人認証および／または前記第3者による前記個人認証を行ない、その認証結果に従つて前記複数種類の画像処理機能または前記複数種類の情報毎に使用またはアクセスを許可する追認証ステップとを備えた構成を採用了。
30

【発明の効果】**【 0 0 1 3 】**

かかる構成を採用了した本発明によれば、個人ＩＤとパスワードによる認証方法やＩＤカードによる認証方法のようなシステム上に配置された個人認証情報の照合のみで個人認証を行なう個人認証方法に加えて、第3者に対して追認証を要求することにより、より強固なセキュリティを実現することができる効果がある。

【発明を実施するための最良の形態】**【 0 0 1 4 】**

本発明を適用するのに好適なカラー複合画像形成装置100の構成について図1を参照しながら説明する。なお、本発明が適用可能な画像処理システムとしては、カラー複合画像形成装置のみならず、プリンタ単体機、複写機単体機、FAX単体機及びこれらの白黒機器の場合であっても良いことは言うまでもない。
40

【 0 0 1 5 】

図1は、本発明の適用可能な、カラー複合画像形成装置の構成を示す側断面図である。図中、201はイメージスキャナ部で、原稿をスキャンし、デジタル信号処理を行う。200はプリンタ部で、イメージスキャナ201読み取った画像及び、コントローラ部1000で生成処理された画像を用紙にフルカラーで印刷出力する。

【 0 0 1 6 】

イメージスキャナ部201において、202は原稿圧板を兼ねたデジタイザである。デジタイザ202は、スキャン動作前にその上に載置された原稿204の所望の点を、付属のペンで押すことにより原稿上の領域を指定するのに用いられる。
50

【0017】

以下、イメージスキャナ部201の構成及び原稿スキャン動作を説明する。

原稿台ガラス(以下「プラテン」と称す。)203上に原稿204を置き、操作部1010より複写又はスキャン動作のスタートを指示すると、ハロゲンランプ205からの光で原稿204が照射される。原稿からの反射光はミラー206、207に導かれ、レンズ208により3ラインセンサ(以下「CCD」と称す。)210上に結像する。

【0018】

CCD210は光情報をレッド(R)、グリーン(G)、ブルー(B)成分に分解し、その光情報を表わす信号を增幅回路(図示せず)によって増幅した後、画像信号処理部209に送る。

10

【0019】

なお、ハロゲンランプ205、ミラー206は速度vで、ミラー207は速度v/2でラインセンサの電気的走査方向(以下、「主走査方向」と称す。)に対して垂直方向(以下、「副走査方向」と称す。)に機械的に動き、原稿全面を走査する。

【0020】

画像信号処理部209では、読み取られた信号を電気的に処理し、原稿種にしたがった適切な画像処理が行われ、ビデオ信号としてコントローラ部1000に送る。

【0021】

コントローラ部1000はカラー複合画像形成装置100内の各機器の制御を統括すると共に、主に外部から通知されるPDLデータ、FAXデータ、リモートプリントデータ及びイメージスキャナ部201から通知される画像データから、印刷するべき画像データを生成し、プリンタ部200へマゼンタ(M)、シアン(C)、イエロー(Y)、ブラック(BK)の各ビデオ信号として通知する。

20

【0022】

以下、プリンタ部200の構成及び印刷動作を説明する。

プリンタ部200に送られたビデオ信号は、レーザドライバ212でレーザ駆動信号に変換され、半導体レーザ(図示せず)を駆動する。レーザ光はポリゴンミラー214、f-レンズ215、ミラー216を介し、帯電器211によって一様な電位に帯電された感光ドラム217上を走査して静電潜像を形成する。

30

【0023】

219～222は現像器であり、マゼンタ現像器219、シアン現像機220、イエロー現像器221、ブラック現像器222より構成される。これら4つの現像器が交互に感光ドラム217に接し、感光ドラム217上に形成されたM、C、Y、BK各色成分に対応した静電潜像を対応するトナーで現像する。

【0024】

223は転写ドラムで、用紙カセット224または225より給紙された用紙を転写ドラム223に巻き付け、感光ドラム217上に現像されたトナー像を用紙に転写する。

40

【0025】

このようにしてM、C、Y、BKの4色によって形成された画像が順次転写された後に、用紙は定着ユニット226を通過して排紙される。

【0026】

図2はコントローラ部1000上に構成されるカラー複合画像形成装置の制御システムを説明するブロック図である。なお本発明の機能が実行されるのであれば単体の機器であっても、複数の機器からなるシステムであっても、LAN等のネットワークを介して処理が行われるシステムであっても本発明を適用できることは言うまでもない。

【0027】

コントローラ部1000において、1001はCPUで、ROM1003のプログラム用ROMに記憶された制御プログラム等或いはハードディスク(HD)1006に記憶され、起動時にRAM1002にロードされる制御プログラム等に基づいて、システムバス1004に接続される各種のデバイスとのアクセスを総括的に制御する。

50

【0028】

このCPU1001の主な制御内容として、イメージスキャナ部201からのビデオ信号入力をスキャナI/Fを介して受取りRAM1002に形成するイメージバッファへ格納を行う制御、外部ネットワーク2000からI/O1007を介して入力されるPDL等の印刷用データを解釈し、RAM1002に形成するイメージバッファへ画像を形成する制御、電話回線2001から電話I/F1013を介して入力されるFAXデータをFAX部1009で解釈し、RAM1002に形成するイメージバッファへ画像を形成する制御、RAM1002上のイメージバッファ上の出力画像を、印刷部インターフェース108を介して接続されるプリント部(プリンタエンジン)200に、出力情報としてY、C、M、Bkの各ビデオ信号を出力する制御等がある。

10

【0029】

ROM1003のプログラムROMは、図4、図5のフローチャートで示されるようなCPU1001の制御プログラム等を記憶する。ROM1003のデータROMは、例えば紙幣や有価証券などの特定画像の特徴を抽出したリファレンスデータ等を記憶する。CPU1001は、I/O1012を介して外部ネットワーク2000に接続されているホストコンピュータ2222等の外部機器との通信処理が可能である。なお、図2では外部機器とのCPU1001による通信を外部ネットワーク2000を介して行うとしているが、インターフェース(図示せず)を介して外部機器と直接接続して通信を行っても良いことは言うまでもない。

20

【0030】

RAM1002は、CPU12の主メモリ、ワークエリア等として機能し、増設ポート(図示せず)に接続されるオプションRAMによりメモリ容量を拡張することができるよう構成されている。なお、RAM1002は、PDL画像、FAX画像、スキャン画像が記憶されるイメージバッファ領域、環境データ格納領域等として用いられる。前述したHD1006は、メモリコントローラ(MC)1005によりアクセスを制御される。HD1006は、PDLデータ解析時に使用するフォントデータ等の格納や、RAM1002のイメージバッファ内画像の一時保存、また各種イメージデータを格納し文書サーバとして動作するための文書ボックス等として使用される。また、前述した操作部1010には、操作のためのスイッチおよびLED表示器等が配置されている。

30

【0031】

文書ボックスには、作成されたPDL画像、FAX画像、スキャン画像や外部ネットワーク200より通知される画像等の画像が保存される。保存された画像は、操作部1010の操作や、外部ネットワークに接続されたホストコンピュータからの指示により、外部ネットワーク2000上の機器への転送、プリント部200での印刷出力、FAX部1009を介したFAX送信を行うことができる。

【0032】

電話認証部1011は、電話I/F1013を介して電話回線2001へ接続し、後述する電話認証タスクを実行する。また、電話認証部1011はI/O1012を介して外部ネットワークに2000に接続し、IP電話網を使用した電話認証を行うことも可能である。

40

【0033】

ICカード読取部1014は、ICカード上のデータを接触又は非接触で読み取った情報をICカードI/F1088を介して、RAM1002上に格納する。

【0034】

このように構成されたカラー複合画像形成装置における個人認証方法について、図3乃至図5を参照して説明する。

【0035】

図3は、カラー複合画像形成装置100上のRAM1002上に作成される、各機能及び文書ボックスに対する認証方法を管理する認証方法管理テーブルの一例である。

【0036】

50

この管理テーブルの領域 301～303には、各コピー、スキャン、FAX送信機能を使用時の、本カラー複合画像形成装置100上で行う個人認証方法設定の有無と、第3者への認証（追認証）の有無の設定が記述された領域307～309へのリンクが記述されている。即ち、コピー機能使用時の、個人認証方法設定の有無と、第3者への認証の有無の設定は領域307に記述され、領域301には領域307へのリンクが記述される。また、スキャン機能使用時の、個人認証方法設定の有無と、第3者への認証の有無の設定が領域308に記述され、領域302には領域308へのリンクが記述される。また、FAX送信機能使用時の、個人認証方法設定の有無と、第3者への認証の有無の設定が領域309に記述され、領域303には領域309へのリンクが記述される。

【0037】

10

さらに、領域304、305及び306には文書ボックスにアクセスする際の、本カラー複合画像形成装置100上で行う個人認証方法設定の有無と、第3者への認証の有無の設定が記述された領域へのリンクが記述されている。即ち、ID番号1の文書ボックス（Box-1）にアクセスする際の、個人認証方法設定の有無と、第3者への認証の有無の設定が領域310に記述され、領域304には領域310へのリンクが記述される。また、ID番号2の文書ボックス（Box-2）にアクセスする際の、個人認証方法設定の有無と、第3者への認証の有無の設定が領域311に記述され、領域305には領域311へのリンクが記述される。

【0038】

20

以下同様に、ID番号Nまでの文書ボックス（Box-N）にアクセスする際の、個人認証方法設定の有無と、第3者への認証の有無の設定が記述された領域311,...312があり、これら領域311,312へのリンクが領域305から領域306の間に記述される。

【0039】

本カラー複合画像形成装置100上で行う個人認証方法には、ICカードによる認証方法とパスコードによる認証方法がある。なお、本実施例では、ICカードによる認証方法とパスコードによる認証方法があるとしているが（領域307,309,310,312参照）、指紋認証や虹彩認証等、他の認証方式を使用しても良いことは言うまでも無い。

【0040】

30

本カラー複合画像形成装置100上では、各機能、各文書ボックス毎にその機能を使用可能な、又は文書ボックスにアクセス可能な個人ID及びそれに付随する個人情報が管理者により登録されており、これらのデータはHD1006上に保存され、必要に応じてRAM1002上に読み出される。また、個人IDに付随する個人情報の中にはパスコードが含まれており、このパスコードは個人IDを持つユーザにのみ知らされている。

【0041】

40

上述したICカードによる認証方法では、ICカードに個人IDが登録されており、ユーザがICカード読取部1014にICカードをかざすことにより、ICカードに登録されている個人IDが読み出され、RAM1002上に書き込まれる。CPU1001は、RAM1002に書き込まれた、ICカードに登録された個人IDと、上述の各機能毎又は各文書ボックス毎に登録されているアクセス可能な個人IDと照合し、一致するものがあればその機能を使用可能、又は文書ボックスにアクセス可能として認証する。

【0042】

また、パスコードによる認証方法は、上述のICカードによる認証が行なわれた後、操作パネル1010上のLCDにパスコードの入力を促す画面を表示し、ユーザが操作パネル1010を操作してパスコードを入力されるのを待つ。ユーザがパスコードを入力すると、入力されたパスコードと、ICカードによって認証された個人IDに付随しているパスコードの照合を行い、一致していれば認証される。

【0043】

各機能及び各文書ボックスの、個人認証方法設定の有無と、第3者への認証の有無の設定が記述される領域307～312には、「ICカード」、「パスコード」、「追認証」

50

のうち 0 個以上の設定が記述される。0 個の時には設定無しとして扱われ、第 1 の認証及び第 3 者への認証が必要ないことを示す。「I C カード」が記述されている時は、個人認証方法として I C カードによる認証が必要であることを示す。「パスコード」が記述されている時は、個人認証方法としてパスコードによる認証が必要であることを示す。但し、「パスコード」が単独で記述されることは無く、常に「I C カード」と共に記述される。「追認証」が記述されている時は、第 3 者への認証が必要であることを示す。

【0044】

即ち、領域 307 は、I C カードによる認証とパスコードによる認証と第 3 者への認証が必要であることを示し、領域 308 はいずれの認証も必要ないことを示し、領域 309 は I C カードによる認証のみ必要であることを示し、領域 310 は I C カードによる認証とパスコードによる認証が必要であることを示し、領域 311 は第 3 者への認証が必要であることを示し、領域 312 は I C カードによる認証と第 3 者への認証が必要であることを示す。

【0045】

第 3 者への認証が必要な、個人認証方法設定の有無と、第 3 者への認証の有無の設定が記述される領域には、後述する第 3 者への認証先テーブルへのリンクが記述される。即ち、図 3 の例では、領域 307、311 及び 312 には、それぞれ第 3 者認証先設定テーブル 313、314 及び 315 へのリンクが記述されている。

【0046】

第 3 者認証先設定テーブル 313、314 及び 315 はそれぞれ、認証論理式 316、317 及び 318 と、1 つ以上の認証先エントリ 319 ~ 327 で構成されている。認証論理式 316、317 及び 318 は、複数の認証先からそれぞれどのような認証を受ければ、結果として認証されると判断されるかを規定する論理式で、後述の認証先 ID を使用して記述される。各認証論理式の「+」は論理和を表し、「*」は論理積を表す。論理積は論理和よりも演算の優先順位は高く、「(」と「)」で囲まれた演算の優先順位が最も高い。また、認証先 ID への認証要求が認証されたならば認証論理式の認証先 ID の論理値は真であり、認証要求が認証されなければ偽となる。

【0047】

各認証先エントリは、左から認証先 ID、認証要求方法、認証先、認証結果が記述される。認証 ID は上述の認証論理式を記述するために使用される。カラー複合画像形成装置 100 は認証要求方法として、電子メールによる認証要求、ポップアップ表示による認証要求と、電話による認証要求とを持っており、いずれかひとつが認証要求方法として記述される。各認証要求については後述する。

【0048】

認証先には、上述の認証要求方法による認証先が、各認証要求方法に適合した内容で記述される。即ち、電子メールによる認証要求の認証先には電子メールアドレスが、ポップアップ表示による認証要求の認証先には、ポップアップを表示するホスト名又は IP アドレスが、電話による認証要求の認証先には、電話番号又は短縮ダイヤル番号が、それぞれ記述される。認証結果には、上述の認証要求よって要求された認証先での認証結果が後述する各認証タスクにより登録される。

【0049】

例えば第 3 者認証先設定テーブル 315 は、ID 番号 N の文書ボックスへアクセスする際に行なわれる第 3 者への認証の認証先が記述されており、認証先 ID が 1 の「C C C @ b b b . d d d . f f f 」へ電子メールによる認証要求を行い、認証先 ID が 2 の「h o s t B 」へポップアップによる認証要求を行い、認証先 ID が 3 の「00 - 3333 - 2222」へ電話による認証要求を行い、認証先 ID が 4 の「00 - 3333 - 4444」へ認証要求を行う。そして、認証論理式 318 に従えば、認証先 ID が 1 又は 2 又は 3 の認証要求の少なくとも 1 つが認証され、且つ認証先 ID が 4 の認証要求が認証されたときのみ、第 3 者への認証要求が認証されたと判断されることになる。

【0050】

10

20

30

40

50

ところで、領域307～312の、個人認証方法設定の有無と、第3者への認証の有無の登録は、管理者又は文書ボックス作成者により、操作部1010又は、外部ネットワーク2000に接続された機器から行うことができる。さらに、個人認証方法設定の有無と、第3者への認証の有無の設定領域に第3者への認証要求が必要であると設定したときには、第3者認証設定テーブルが作成され、設定者、作成された第3者認証テーブルの認証論理式と1つ以上の認証先エントリを登録しなければならない。

【0051】

ここで、カラー複合画像形成装置100が図3の認証方法管理テーブルに登録された内容に基づいて認証を行い、操作者により指定された機能を実行する動作を図4のフローチャートに従って説明する。

10

【0052】

カラー複合画像形成装置100は、電源が投入され各種初期化が終了すると（ステップS401）ステップS402で操作パネル1010から、操作者が操作が行なわれるのを待つ。ステップS403で、操作者が操作パネル1010を操作し、コピー動作又はスキヤン動作又はFAX送信動作又は文書ボックスへのアクセス動作が指定されると、ステップS404でいずれの動作が指定されたか判断し、認証方法管理テーブルを参照して指定動作の認証方法を読み出す。即ち、例えばコピー動作が指定された場合は領域301に記述されたリンクをたどり、領域307に登録されている設定内容を読み出す。

【0053】

ステップS405では、ステップS404で読み出した認証方法に、「ICカード」が記述されていれば、ステップS406へ進み、記述されていなければステップS409へ進む。

20

【0054】

ステップS406ではICカードによる認証方法を行い、ステップS407へ進む。

【0055】

ステップS407では、ステップS406で行ったICカードによる認証方法により認証されたか否かを判断し、認証されていればステップS409へ進み、認証されていなければステップS408へ進んで認証不可を表示する。

【0056】

ステップS409では、ステップS404で読み出した認証方法に、「パスコード」が記述されていれば、ステップS410へ進み、記述されていなければステップS412へ進む。

30

【0057】

ステップS410ではパスコードによる認証方法を行い、ステップS411へ進む。

【0058】

ステップS411では、ステップS410で行ったパスコードによる認証方法により認証されたか否かを判断し、認証されていればステップS412へ進み、認証されていなければステップS408へ進んで認証不可を表示する。

【0059】

ステップS412では、ステップS404で読み出した認証方法に、「追認証」が記述されていなければステップS415へ進み、記述されていればステップS413へ進む。

40

【0060】

ステップS413では、後述する図5の追認証ルーチンにより、第3者への認証を行い、ステップS414へ進む。追認証ルーチンを呼び出すときには、ステップS404で読み出している領域に記述されている第3者認証先テーブルへのリンクをたどり、その内容が追認証ルーチンに入力として渡される。即ち、例えば、ステップS403でコピー動作が指定されている時には、第3者認証先設定テーブル313の内容が追認証ルーチンへの入力として渡される。

【0061】

ステップS414では、ステップS413で行った第3者への認証により認証されたか

50

否かを判断し、認証されていればステップ S 4 1 5 へ進み、認証されていなければステップ S 4 0 8 へ進んで認証不可を表示する。

【 0 0 6 2 】

ステップ S 4 1 5 には、すべての指定された認証方法で認証された場合（認証論理式 3 1 3 が成立したとき）のみ到達し、ステップ S 4 0 3 で指定された動作を行った後、ステップ S 4 0 2 へ戻る。

【 0 0 6 3 】

ステップ S 4 0 8 には、指定された認証方法のいずれかで認証されなかった場合に到達し、操作パネル 1 0 1 0 上の L C D に、認証がされなかった旨を表示して、操作者に認証されなかったことを伝え、ステップ S 4 0 2 へ戻る。なお、認証がされなかった旨を表示するときに、合わせて、どの認証方法にて認証されなかったのかを表示してもよい。さらに、第 3 者への認証によって認証されなかった場合には、認証されなかった認証先を表示してもよい。

【 0 0 6 4 】

続いてステップ S 4 1 3 で実行される追認証ルーチンの動作を図 5 のフロー チャートにしたがって説明する。

【 0 0 6 5 】

追認証ルーチンでは、入力として渡された第 3 者認証テーブルの内容に従い、この第 3 者認証テーブルに登録されている各認証先エントリの認証先へ指定された認証要求方法で認証要求を行う。

【 0 0 6 6 】

追認証ルーチンが実行されると（ステップ S 5 0 1 ）、入力された第 3 者認証テーブルに登録されている認証エントリに登録されているすべての認証先へ認証要求を行うまで、ステップ S 5 0 2 ~ S 5 0 9 を繰り返す。

【 0 0 6 7 】

ステップ S 5 0 2 では、認証先エントリをひとつ読み出し、ステップ S 5 0 3 へ進む。

【 0 0 6 8 】

ステップ S 5 0 3 では、ステップ S 5 0 2 で読み出した認証先エントリ認証要求方法が電子メールによる要求であれば、ステップ S 5 0 4 へ進み、異なる認証方法が指定されている場合はステップ S 5 0 5 へ進む。

【 0 0 6 9 】

ステップ S 5 0 4 では、ステップ S 5 0 2 で読み出した認証先エントリの認証先 I D と認証先に登録されている電子メールアドレスを読み出し、読み出した認証先 I D と電子メールアドレスを入力として、電子メール承認タスクを起動する。

【 0 0 7 0 】

電子メール承認タスクは、入力された認証先 I D を持つ認証先エントリの認証結果欄に認証結果がまだ決定していないことを示す「未」を記述した後、I C カードによる認証方法によって使用された個人 I D より、使用者を判別し、この使用者がステップ S 4 0 3 で指定した動作を行うための認証を要求している旨のメール文書を作成し、入力された電子メールアドレスに送信する。なお、I C カードによる認証が行なわれていない場合は、使用者不明とする。

【 0 0 7 1 】

認証要求の電子メールを受け取った認証者は、認証する又は認証しないを記述したメールを返信メールとして返信することにより、認証の可否をカラー複合画像形成装置 1 0 0 へ通知する。認証可否を通知された電子メール認証タスクは、認証されていれば入力された認証先 I D を持つ認証先エントリの認証結果欄に「真」を記述し、認証されていなければ入力された認証先 I D を持つ認証先エントリの認証結果欄に「偽」を記述する。

【 0 0 7 2 】

ステップ S 5 0 5 では、ステップ S 5 0 2 で読み出した認証先エントリ認証要求方法がポップアップによる要求であれば、ステップ S 5 0 6 へ進み、異なる認証方法が指定され

10

20

30

40

50

ている場合はステップ S 5 0 7 へ進む。

【 0 0 7 3 】

ステップ S 5 0 6 では、ステップ S 5 0 2 で読み出した認証先エントリの認証先 I D と認証先に登録されているホスト名又は I P アドレスを読み出し、読み出した認証先 I D とホストを入力として、ポップアップ認証タスクを起動する。

【 0 0 7 4 】

ポップアップ認証タスクは、入力された認証先 I D を持つ認証先エントリの認証結果欄に認証結果がまだ決定していないことを示す「未」を記述した後、I C カードによる認証方法によって使用された個人 I D より、使用者を判別し、入力されたホストのディスプレイに、この使用者がステップ S 4 0 3 で指定した動作を行うための認証を要求している旨のポップアップ画面を表示する。なお、I C カードによる認証が行なわれていない場合は、使用者不明とする。

【 0 0 7 5 】

認証要求のポップアップ画面の表示されたホストの使用者は、ポップアップ画面上にある、認証ボタンまたは認証しないボタンをクリックすることにより、認証の可否をカラー複合画像形成装置 1 0 0 へ通知する。認証可否を通知されたポップアップ認証タスクは、認証されていれば入力された認証先 I D を持つ認証先エントリの認証結果欄に「真」を記述し、認証されていなければ入力された認証先 I D を持つ認証先エントリの認証結果欄に「偽」を記述する。

【 0 0 7 6 】

ステップ S 5 0 7 では、ステップ S 5 0 2 で読み出した認証先エントリ認証要求方法がポップアップによる要求であれば、ステップ S 5 0 8 へ進み、異なる認証方法が指定されている場合はステップ S 5 0 9 へ進む。

【 0 0 7 7 】

ステップ S 5 0 8 では、ステップ S 5 0 2 で読み出した認証先エントリの認証先 I D と認証先に登録されている電話番号を読み出し、読み出した認証先 I D と電話番号を入力として、電話認証タスクを起動する。

【 0 0 7 8 】

電話認証タスクは、入力された認証先 I D を持つ認証先エントリの認証結果欄に認証結果がまだ決定していないことを示す「未」を記述した後、電話認証部 1 0 1 1 で実行される。I C カードによる認証方法によって使用された個人 I D より、使用者を判別し、電話 I / F 1 0 1 3 を介して、入力された電話番号に電話をかけ、電話を受けた人物に、この使用者がステップ S 4 0 3 で指定した動作を行うための認証を要求している旨を音声で伝える。なお、I C カードによる認証が行なわれていない場合は、使用者不明とする。

【 0 0 7 9 】

さらに、続けて認証要求に対して認証するなら「1」を、認証しないなら「2」をダイヤルするように伝え、認証者がダイヤルするまで待つ。電話を受けた認証者は、指定された番号をダイヤルすることにより認証の可否をカラー複合画像形成装置 1 0 0 へ通知する。認証可否を通知された電話認証タスクは、認証されていれば入力された認証先 I D を持つ認証先エントリの認証結果欄に「真」を記述し、認証されていなければ入力された認証先 I D を持つ認証先エントリの認証結果欄に「偽」を記述する。

【 0 0 8 0 】

ステップ S 5 0 9 では、入力として渡された第 3 者認証先テーブルに、認証要求の行なわれていない認証先エントリがあれば、ステップ S 5 0 2 で読み出す認証先エントリ先を 1 つ進め、ステップ S 5 0 2 へ戻って、ここまで動作を繰り返す。すべての認証先エントリの認証先へ認証要求が行なわれていれば、ステップ S 5 1 0 へ進む。

【 0 0 8 1 】

ステップ S 5 1 0 では、入力された第 3 者認証先テーブルの認証論理式を参照し、この認証論理式の結果が出るまで、ステップ S 5 0 4 、 S 5 0 6 及び S 5 0 8 で起動した各認証タスクからの認証結果を待つ。各認証先エントリの認証結果の欄が、「未」であれば、

10

20

30

40

50

その認証先エントリの認証要求結果はまだ出でていないことを示し、「真」又は「偽」であれば既に認証の可否が通知されていることを示しているので、既に認証の可否が通知している結果を使用して認証論理式を評価する。

【0082】

認証結果の出でていない認証先エントリがあった場合でも、認証論理式の評価結果が出次第、ステップS511へ進む。例えば、本追認証タスクに入力された第3者認証先テーブルが315で示すテーブルであった場合、認証論理式318は $(1+2+3)*4$ であるため、認証IDが4の認証先エントリの認証結果が「偽」であれば、 $(1+2+3)$ の演算結果に関係なく認証しない旨の判断をすることができる。そこで、認証IDが4の認証先エントリの認証結果に「偽」が記述された場合、認証IDが1から3の認証先エントリの認証結果を待つことなく、本追認証ルーチンの認証結果を認証しないと判断する。
10

【0083】

一方で、認証IDが4の認証先エントリの認証結果に「真」が記述された場合は、認証ID1から3の認証先エントリの認証結果が出て、「真」又は「偽」が記述されるまで待った後に、認証論理式318を演算して判断する。つまり、認証先IDが4の認証先エントリの認証結果を、他の認証先IDの認証先エントリの認証結果よりも重視して判断している。

【0084】

第3者認証先テーブルが313で示すテーブルであった場合、認証論理式316は $(1+2+3)$ であるため、認証ID1から3の認証先エントリの認証結果が出た後に認証論理式316を演算して判断する必要がある。また、第3者認証先テーブルが314で示すテーブルであった場合、認証論理式317は論理積 $(1*2)$ であるため、認証IDが1および2の認証先エントリのいずれかの認証結果が「偽」であれば、残りの認証先エントリの認証結果に関係なく認証しない旨の判断をすることができる。
20

【0085】

このように、認証論理式が論理積を含んで表される場合には、論理和のみで表される場合よりもセキュリティレベルが高い、したがって、認証論理式の設定如何によりセキュリティレベルを設定することができる。例えば、論理積をとる対象の認証先エントリの数を増やせば増やすほど、セキュリティレベルを高レベルとすることができます。

【0086】

ステップS511では、認証結果に「未」が記述されている認証先エントリの認証要求を行っている各タスクに終了通知を行い、本追認証ルーチンを終了する。このとき、終了通知を受けた各認証タスクは、認証先に認証の必要がなくなったことを通知した後、終了する。
30

【0087】

以上、本実施例によれば、機能毎、文書ボックス毎の認証方法として、本カラー複合画像形成装置100上で行う個人認証方法であるICカードによる認証及びパスコードによる従来の認証に加えて、複数の第3者への認証を設定することができ、認証論理式で設定したセキュリティレベルに応じてより強固なセキュリティを実現することができる。

【図面の簡単な説明】

【0088】

【図1】本発明に係る画像処理システムの一例であるカラー複合画像形成装置の構成を示す図である。

【図2】図1のカラー複合画像形成装置が備えるコントローラ部の構成を示すブロック図である。

【図3】図1のカラー複合画像形成装置が備えるRAMに作成される認証方法管理テーブルの一例を説明する説明図である。

【図4】図1のカラー複合画像形成装置により本発明に係る個人認証方法を実施したときの同カラー複合画像形成装置の動作を示すフローチャートである。

【図5】図4中の追認証ルーチンの動作を示すフローチャートである。

10

20

30

40

50

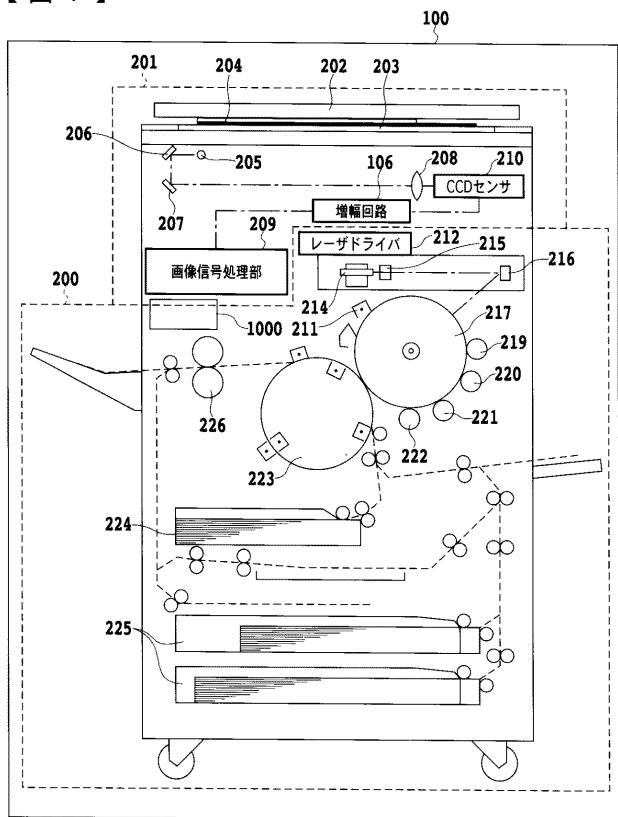
【符号の説明】

【0089】

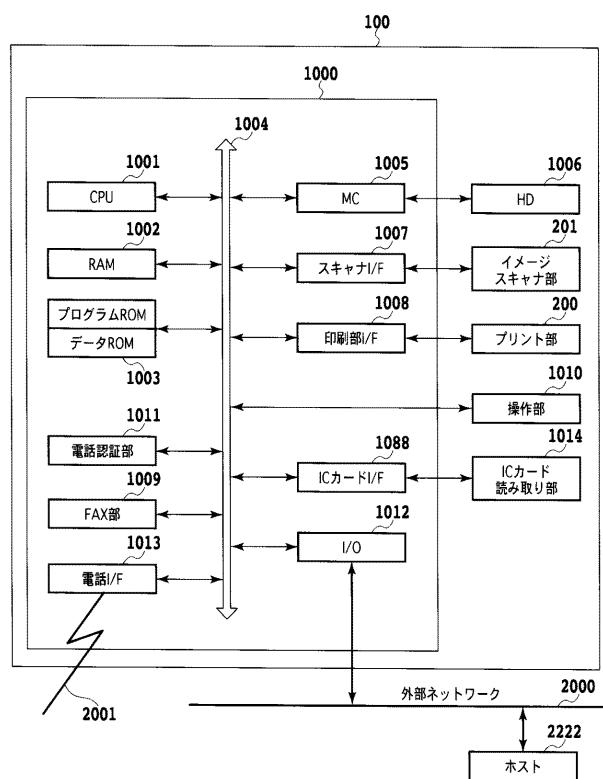
- 200 プリンタ部
- 201 イメージスキャナ部
- 1000 コントローラ部
- 1001 CPU
- 1002 RAM
- 1011 電話認証部
- 1014 ICカード読み取り部
- 2000 外部ネットワーク

10

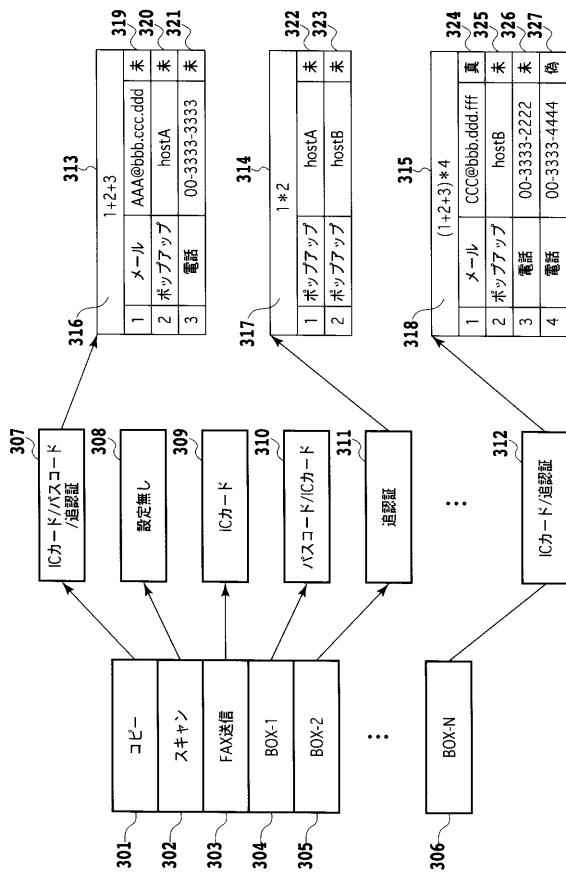
【図1】



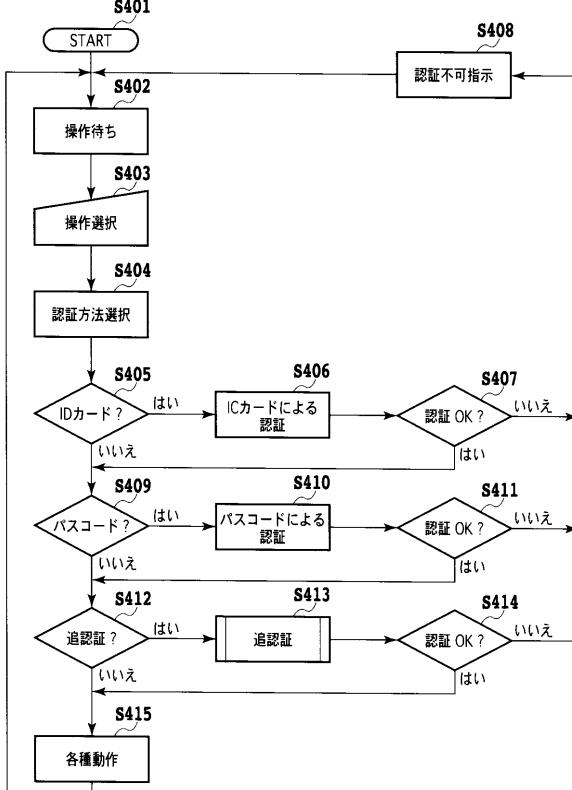
【図2】



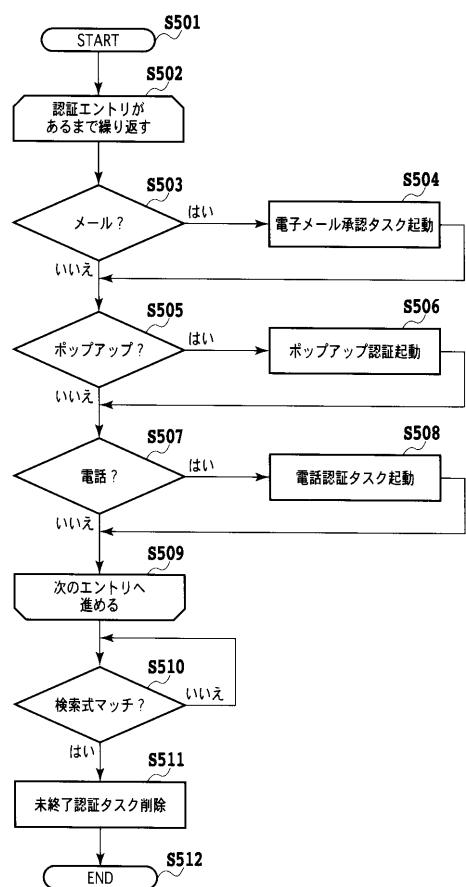
【図3】



【図4】



【図5】



フロントページの続き(51)Int.Cl.⁷

H 0 4 N 1/00

F I

G 0 3 G 21/00 3 9 0

テーマコード(参考)

F ターム(参考) 5C062 AA02 AA05 AA13 AA35 AB17 AB38 AC02 AF12